

島田市緑の基本計画（案）

【概要版】

島田市緑の基本計画の目的

本市においては、旧島田市が平成12年3月に策定した「緑の基本計画」を引き継いでいますが、策定から既に20年以上が経過しています。この間、都市緑地法、都市公園法等の法改正や榛原郡金谷町、榛原郡川根町との合併に伴う市域の拡大、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通に伴う新東名島田金谷インターチェンジの開設をはじめとする各種プロジェクトが進展した結果、本市の「みどり」を取り巻く状況は大きく変化しています。

島田市では、「島田市都市計画マスタープラン」において、「大井川がつなぐ、コンパクトなまち'S～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～」を都市の将来像として設定し、人口減少・超高齢社会が進行する中において、持続可能な都市づくりを推進しています。

こうした背景を踏まえ、これまでのみどりに関する施策の実施状況を検証し、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位・関連計画を踏まえ、みどりに関連する法改正による新しい制度への対応、社会情勢や市民ニーズの変化への対応を図りながら「島田市緑の基本計画」を策定します。



【計画期間】

本計画では、島田市都市計画マスタープランとの整合を図るため、概ね20年後の2040年（令和22年）を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や総合計画などとの整合を図るため、2030年（令和12年）を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。

令和5年度
（計画開始）

令和12年度
（中間年次）

令和22年度
（目標年次）

島田市の緑

本市は、市域の約7割が森林などの環境保全の面から欠かすことのできない緑が都市計画区域外に広がっているほか、市域を縦断する大井川が流れています。

本市では、農地は市域の12%弱となっていますが、2013年に周辺の4市1町で茶草場農法が世界農業遺産に認定されるなど、茶の生産が盛んに行われているほか、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（日本の重要湿地500）に本市の大井川中流域が選定されるなど、多様で良好な緑が多くみられます。

市内の都市計画公園・都市計画緑地は、都市計画公園が25箇所、27.58ha、都市計画緑地が4箇所、45.70haとなっています。



【緑の主な機能】

緑は私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えるとともに、まちづくりに欠かせない4つの機能が期待されています。



緑の将来像の実現に向けた目標

目標年次（2040年（令和22年））において確保すべき緑地の水準として、都市計画区域に対する割合を次のとおり設定します。

	令和4年度 〈現況〉	令和22年度 〈目標年次〉
都市計画区域面積（A）	5,762ha	5,762ha
緑地面積（B）	約2,652.2ha	約2,798.8ha
割合（B/A）	46.0%	48.6%
都市計画公園の整備（開園面積割合）	18.8%	40.5%

目標1 緑地確保目標量（都市計画区域）
都市計画区域に対する緑地面積の量と割合を増やします。

目標2 都市計画公園の整備（開園面積割合）
未整備の都市計画公園の開園面積から、面積割合を増やします。

計画の進行管理

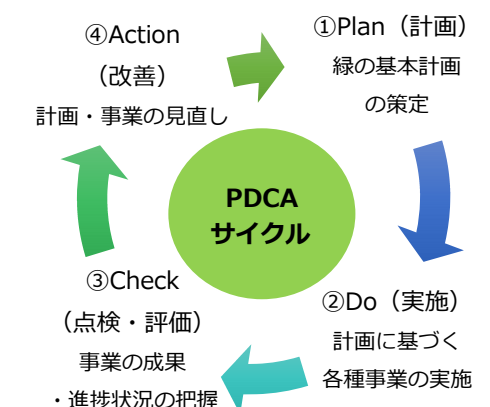
住民、事業者、行政の役割

本計画をより実効性のあるものにするため、行政・市民・市民団体・事業者がお互いの役割を意識し、連携して取り組んでいきます。



進行管理の方法

本計画は、概ね20年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには適切に事業を実施していく必要があります。このため、計画に即した個々の事業について、適時、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を行い、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。

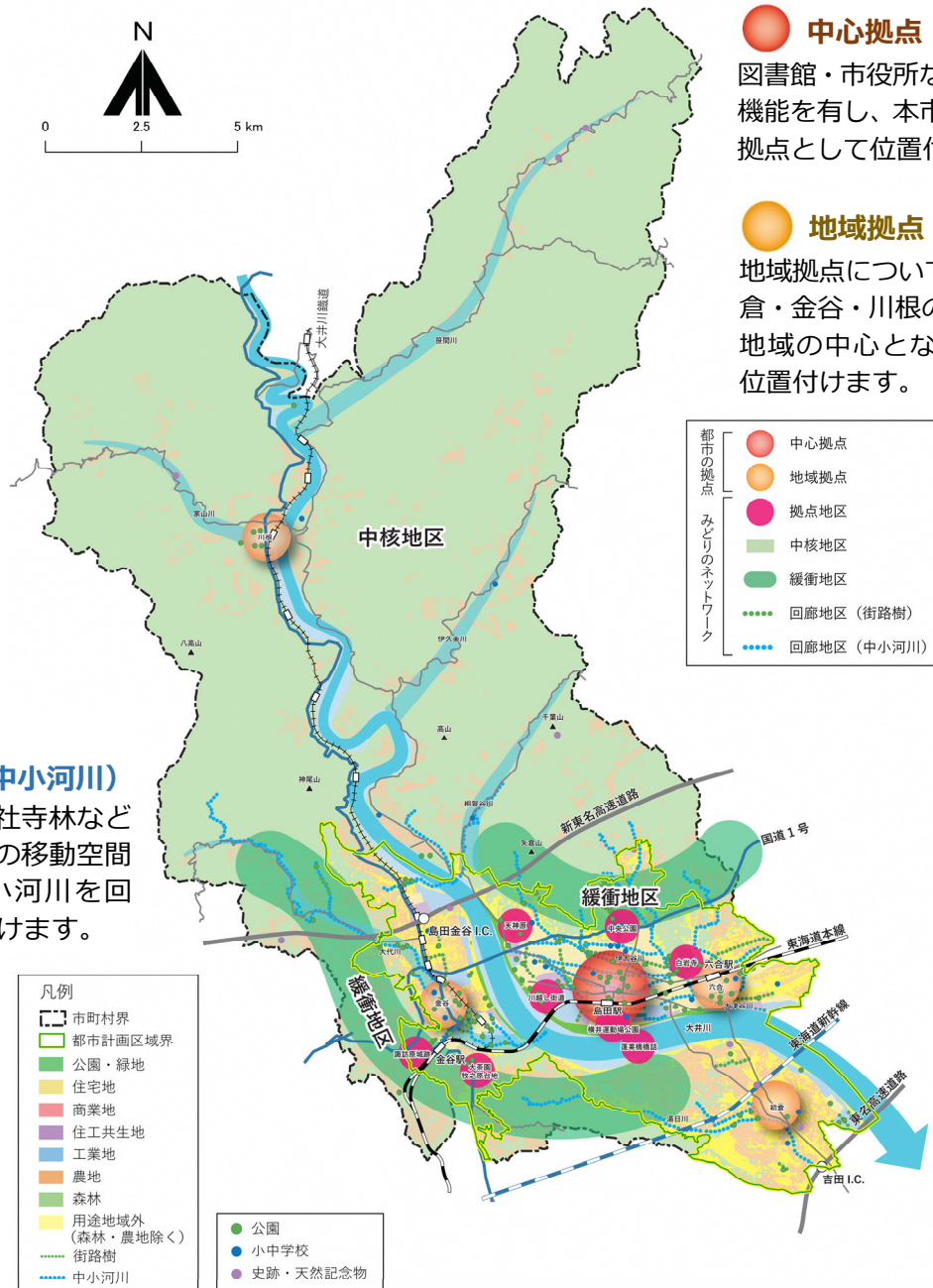


目指す緑の将来像

本市は、大井川扇状地の上部部に形成され、大井川を軸として広がる市街地と農地、それを囲む丘陵地の斜面緑地と北部の急峻な山地の広がりにより、全体としてみどりの多い環境を形成しています。これらの河川、農地、丘陵地などのみどりは、本市を特徴づける都市のみどりの骨格となります。これらの緑を大切な財産として、守り、育てながら将来へ引き継ぎ、市民が住みよさを実感できる島田市としていくため、緑の将来像を次のとおり設定します。

～緑の将来像～

みどりがあふれ 住み続けられるまち 島田



中心拠点
図書館・市役所など高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けます。

地域拠点
地域拠点については、六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺を地域の中心となる拠点として位置付けます。

回廊地区
(街路樹、中小河川)

丘陵地や都市公園、社寺林などの緑地を結び、生物の移動空間となる街路樹や中小河川を回廊地区として位置付けます。

拠点地区

自然、歴史及び観光などの資源が集積する、まちのにぎわいの向上に資する観光・交流拠点においては、地域資源を生かした公園・緑地を配置する地区として位置付けます。

緩衝地区

市街地を取り囲む斜面緑地や茶園は、森林地帯と市街地の緩衝帯となり、土砂の流出の防備や景観の形成など、保全と活用を基本とした地区として位置付けます。

中核地区

市域北部の森林地帯は、水源かん養や地球温暖化防止、多様な生き物の生息・生育地などの公的機能を有することから、保全を基本とした地区として位置付けます。

緑の将来像を実現するための基本方針

将来像の実現に向けた、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

【みどりの保全の方針】

基本方針1：島田市を特徴づける緑地の保全

本市を特徴づける都市のみどりの骨格となっている、大井川周辺に広がる茶園風景や丘陵地のみどり、後世に残していくべき社寺林や天然記念物の樹木、花の名所などが形成する歴史・文化景観を適切に保全します。

基本方針2：生物多様性の確保に資する緑地の保全

貴重な動植物の生息・生育地となる市北部の樹林地や大井川中流域、茶園（茶草場）などの緑地は生物多様性の観点から保全を図るほか、公園や緑地でのレクリエーションや緑地の管理を通じて市民や事業者の自然環境、生物多様性への理解を醸成します。

【みどりの創出の方針】

基本方針3：グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑地の創出

都市の緑地は、生き物の生息地、憩い空間の提供、騒音・風害の影響緩和、賑わい空間の形成などの機能がグリーンインフラとして都市環境の改善に資するため、緑の拠点・軸となる公園や河川、道路などの緑化を図ります。また、火災時の延焼防止や避難場所となる公園などを適切に配置するほか、農地や斜面林の保水機能は土砂流出や崩壊の防備などに資することから、洪水浸水想定区域周辺の農地や斜面緑地などの樹林地の保全を図ります。

基本方針4：住民ニーズや機能を踏まえた公園・緑地の見直し・整備

本市の都市公園の整備状況は、住民1人当たりの公園面積は約10.5㎡/人で基準値を満たしていますが、都市計画決定されたが、長期未整備の公園や地域間での設置の不均衡がみられます。そこで、長期未整備公園は代替機能の有無や住民ニーズから見直し・再編を図り、維持管理の効率化に配慮した公園施設の整備を検討します。

【みどりの育成の方針】

基本方針5：協働による緑地の維持管理体制の構築

緑化や緑地の維持管理を行っている緑化ボランティア団体の会員の高齢化により、これまでの活動を継続することが困難になってきていることから、活動に多世代・多様な住民の参加を促進することで、公園を中心とした市内の緑地の維持体制を維持・構築します。公園については、園内施設の安全性や機能性の確保に向けて公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の公園施設の適切な更新・管理を推進します。

緑化重点地区の設定

本市では、市のみどりの将来像における中心拠点、地域拠点、拠点地区及び公園の不足する地域について、緑化重点地区として重点的に緑化の推進を図ります。

緑化重点地区	
みどりの将来像 I.都市の拠点	・中心拠点（島田市 市中心市街地） ・地域拠点（六合・初倉・金谷の公民館周辺） ※都市計画区域内
みどりの将来像 II.みどりのネットワーク	拠点地区
公園の不足する地域	

